

工事内容確認チェックシート(賃貸住宅融資(サービス付き高齢者向け住宅))(1/4)

申請者名

工事監理者名

(工事監理者がいない場合は、工事施工者が記名してください。)
(申請者が工事監理者と同一の場合は工事監理者欄の記名は不要です。)

私は、竣工現場検査の申請に当たり、次表の基準に適合していることを確認しました。

基準項目		該当工法					基準の概要 (基準の詳細は、機構の定める技術基準を確認してください。)	申請者 現場 確認欄 ☑	備考
		在 来 木 造	2 × 4	S 造	R C 造	丸 太 組			
構造	全般	○	○	○	○	○	・主要構造部を耐火構造とした住宅又は準耐火構造(省令準耐火構造を含む。)の住宅であること。	□	
	省令準耐火構造 の場合	○	○	○	○	—	・外壁及び軒裏が防火構造であること。	□	
		○	○	○	○	—	・屋根は不燃材料で造り、又は葺くこと。	□	
		○	○	○	○	—	・天井及び壁の室内(※)に面する部分は防火被覆されていること。 ※居室、浴室(ユニットバスの場合を含む。)、洗面脱衣室、便所、玄関、廊下、物置等	□	
		○	○	○	○	—	・防火上支障がない措置を講じていること。 (施工上、特に注意が必要な次のアからウまでを全て確認すること。)	□	
		○	○	○	○	—	ア 防火被覆材を貫通して設備器具(コンセントボックス、ダウンライト、換気ダクト等)を取り付ける場合、当該器具又は当該器具の裏面に当該部分に空隙が生じないよう(準)不燃材料で造り、又は覆うこと(設備器具の防火被覆材貫通部の措置が設計図書どおりであることを納品書、施工写真等により確認できること。)	□	
		○	○	○	○	—	イ 壁又は天井の防火被覆を部分的に貫通する場合、当該木材の寸法は、防火被覆材を貫通する方向に30mm以上であること。貫通する木材と防火被覆との目地部分及び取合い部分には当て木を設けること。	□	
	○	○	○	○	○	ウ ①から③までの取合い部等には、ファイヤーストップ措置を講じていること。 ①床又は天井と壁の取合い部 ②壁と壁との取合い部 ③上階に床がある部分の天井内部における間仕切り壁と横架材との間	□		
接 道	○	○	○	○	○	・原則として一般の交通の用に供する道に2m以上接していること。	□		
住宅の規模	○	○	○	○	○	・設計検査申請書に記載された住宅の1戸当たりの床面積のとり施工していること。	□		
戸建型式	○	○	○	○	○	・一戸建てでないこと(連続建て、重ね建て、共同建てのいずれかであること。)	□		
土 台	○	○	—	—	○	・外壁に接する土台を木造とする場合は次の各号に適合していること。 ・耐久性の高い樹種を使用するかK3相当以上の防腐・防蟻処理(北海道・青森県はK2相当以上の防腐処理)を行うこと。 ・土台に接する外壁の下端には水切りを設けていること。	□		
換気設備の設置	○	○	○	○	○	・住宅の炊事室、浴室及び便所に次に掲げるいずれかの設備を設けること。 ア 機械換気設備 イ 換気のできる窓	□		
配管設備の点検	○	○	○	○	○	(連続建て又は重ね建ての場合) ・炊事室に設置される給排水その他の配管設備(配電管・ガスを除く。)が仕上り材等により隠されている場合には、配管設備を点検するために必要な開口又は掃除口による清掃を行うために必要な開口を仕上り材等に設けること。	□		
	○	○	○	○	○	(共同建ての場合) ・給排水その他の配管設備(配電管を除く。)で各戸で共有するものは、構造耐力上主要な部分である壁の内部に設けないこと。	□		
区 画	○	○	○	○	○	・住宅相互間、住宅と共用廊下の間等の区画は、原則として耐火構造又は1時間準耐火構造の界床・界壁で区画し、開口部には防火戸を設置していること。 ただし、サービス付き高齢者向け住宅(施設共用型)の場合において、スプリンクラー設備を設ける住戸は、住戸と共用部分等との間の開口部を除く。	□		
床の遮音構造 (共同建ての場合に限り適用)	○	○	○	○	○	・次のいずれかに掲げる基準に適合していること。 ただし、サービス付き高齢者向け住宅(施設共用型)の場合を除く。 ・鉄筋コンクリート造の均質単板スラブにあっては、厚さ15cm以上であること。 ・鉄筋コンクリート造のボイドスラブにあっては、等価厚さが21cm以上であること。 ・鉄筋コンクリート造の均質単板スラブ及びボイドスラブ以外の床構造にあっては、重量衝撃音レベルが遮音等級Li、Fmax、r-65程度の遮音性能を有する構造であること。 ・鉄筋コンクリート造の均質単板スラブ及びボイドスラブ以外の床構造にあっては、評価方法基準8-1の(3)のロの①のd(相当スラブ厚さが11cm以上)に適合するものであること。 ・評価方法基準8-1の(3)のイの⑤のaに掲げる条件を満たす場合において、同aの表3に掲げる床仕上げ構造の重量床衝撃音レベル低減量(以下「ΔL」といいます。)に応じ、等級換算スラブ厚が次に掲げる値以上であるもの。 ア ΔLが+5dBの場合 同表の(イ)の項に掲げる等級のうち3の欄に掲げる値 イ ΔLが0dB又は-5dBの場合 同表の(イ)の項に掲げる等級のうち2の欄に掲げる値	□		
住宅の規格	○	○	○	○	○	・原則として居住室(1つでも可)、炊事室、便所及び浴室があること。 ただし、共同して利用するための適切な炊事室又は浴室を備えた場合は、各戸の炊事室又は浴室を設置しないことができる。	□		
優良な賃貸住宅基準(適用する場合に限る。)	省エネルギー性	○	○	○	○	○	次の①又は②のいずれかに適合していること。 ①BELS評価書による場合 ・BELS評価書が提出され、ZEH-Mに関する記載が確認できること。 また、ZEH-M Ready又はZEH-M Orientedの申請にあっては、それぞれの基準に定める適用条件に合致していること。 ②BELS評価書によらない場合 設計内容説明書、計算結果出力シート、記載図書等の内容が次の全てに適合すること。 ・住棟内の各住戸が評価方法基準第5の5-1に定める断熱等性能等級の等級5以上(結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。)に適合していること。 ・共用部分を含めた住棟の一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギーを用いずに建築物エネルギー消費性能基準に比べ2割以上削減されていること。 ・ZEH-M Ready又はZEH-M Orientedの申請にあっては、それぞれの基準に定める適用条件に合致していること。	□	
	耐久性・可変性	○	○	○	○	○	・長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)の規定により長期優良住宅建築等計画が認定された住宅。 (注)令和4年10月1日改正後の、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準(平成21年国土交通省告示第209号)に適合するもの。	□	

工事内容確認チェックシート(賃貸住宅融資(サービス付き高齢者向け住宅))(2/4)

専用部分(第一面)

私は、竣工現場検査の申請に当たり、次表の基準に適合していることを確認しました。

項目		基準の内容	申請者 現場 確認欄	備考
段差	日常生活 空間内	日常生活空間(高齢者の利用を想定する一の主たる玄関、便所、浴室、脱衣室、洗面所、寝室(以下「特定寝室」という。)、食事室及び特定寝室の存する階(接地階(地上階のうち最も低い位置に存する階をいう。))を除く。))にあるバルコニー、特定寝室の存する階にあるすべての居室並びにこれらを結ぶ一の主たる経路をいう。以下同じ。))内の床が、段差のない構造(5ミリメートル以下の段差が生じるものを含む。以下同じ。))であること。ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。 ① 玄関の出入口の段差で、くつずりと玄関外側の高低差を20ミリメートル以下とし、かつ、くつずりと玄関土間の高低差を5ミリメートル以下としたもの ② 玄関の上がりかまちの段差 ③ 勝手口その他屋外に面する開口部(玄関を除く。以下「勝手口等」という。))の出入口及び上がりかまちの段差 ④ 居室の部分の床のうち次に掲げる基準に適合するものとその他の部分の床の300ミリメートル以上450ミリメートル以下の段差 a 介助用車いすの移動の妨げとならない位置に存すること。 b 面積が3平方メートル以上9平方メートル(当該居室の面積が18平方メートル以下の場合にあっては、当該面積の2分の1)未満であること。 c 当該部分の面積の合計が、当該居室の面積の2分の1未満であること。 d 長辺(工事を伴わない撤去等により確保できる部分の長さを含む。))が1,500ミリメートル以上であること。 e その他の部分の床より高い位置にあること。 ⑤ 浴室の出入口の段差で、20ミリメートル以下の単純段差(立ち上がりの部分が一の段差をいう。以下同じ。))としたもの又は浴室内外の高低差を120ミリメートル以下、またぎ高さを180ミリメートル以下とし、かつ、手すりを設置したもの ⑥ バルコニーの出入口の段差。ただし、接地階を有しない住戸にあっては、次に掲げるもの並びにバルコニーと踏み段(奥行きが300ミリメートル以上で幅が600ミリメートル以上であり、当該踏み段とバルコニーの端との距離が1,200ミリメートル以上であり、かつ、1段であるものに限る。以下同じ。))との段差及び踏み段とかまちとの段差で180ミリメートル以下の単純段差としたものに限る。 a 180ミリメートル(踏み段を設ける場合にあっては、360ミリメートル)以下の単純段差としたもの b 250ミリメートル以下の単純段差とし、かつ、手すりを設置できるようにしたもの c 屋内側及び屋外側の高さが180ミリメートル以下のまたぎ段差(踏み段を設ける場合にあっては、屋内側の高さが180ミリメートル以下で屋外側の高さが360ミリメートル以下のまたぎ段差)とし、かつ、手すりを設置できるようにしたもの	☐	
	日常生活 空間外	日常生活空間外の床が、段差のない構造であること。ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。 ① 玄関の出入口の段差 ② 玄関の上がりかまちの段差 ③ 勝手口等の出入口及び上がりかまちの段差 ④ バルコニーの出入口の段差 ⑤ 浴室の出入口の段差 ⑥ 室内又は室の部分の床とその他の部分の床の90ミリメートル以上の段差	☐	
通路及び 出入口の 幅	通路の幅員	日常生活空間内の通路の有効な幅員が780ミリメートル(柱等の箇所にあつては、750ミリメートル)以上であること。	☐	
	出入口の幅員	日常生活空間内の出入口(バルコニーの出入口及び勝手口等の出入口を除く。))の幅員(玄関及び浴室の出入口については、開き戸にあっては建具の厚み、引き戸にあっては引き残しを勘案した通行上有効な幅員とし、玄関及び浴室以外の出入口については、軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。))が750ミリメートル(浴室の出入口にあっては、600ミリメートル)以上であること。	☐	
階段	階段の各部の寸法	住戸内の階段の各部の寸法は、次の各式に適合していること。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合にあっては、この限りでない。 イ 勾配が21分の22以下であり、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550ミリメートル以上650ミリメートル以下であり、かつ、踏面の寸法が195ミリメートル以上であること。 ロ 蹴込みが30ミリメートル以下であること。 ハ イに掲げる各部の寸法は、回り階段の部分においては、踏面の狭い方の端から300ミリメートルの位置における寸法とすること。ただし、次のいずれかに該当する部分にあっては、イの規定のうち各部の寸法に関するものは適用しないものとする。 ① 90度屈曲部分が下階の床から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が全て30度以上となる回り階段の部分 ② 90度屈曲部分が踊場から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が全て30度以上となる回り階段の部分 ③ 180度屈曲部分が4段で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が下から60度、30度並びに30度及び60度の順となる回り階段の部分	☐	

工事内容確認チェックシート(賃貸住宅融資(サービス付き高齢者向け住宅))(3/4)

専用部分(第二面)

私は、竣工現場検査の申請に当たり、次表の基準に適合していることを確認しました。

項目		基準の内容	申請者 現場 確認欄	備考												
手すり	手すり	手すりが、次の表の空間の項に掲げる場所ごとに、それぞれ手すりの設置の基準の項に掲げる基準に適合していること。ただし、便所、浴室、玄関及び脱衣室にあっては、日常生活空間内に存するものに限る。 <table><tr><th>空間</th><th>手すり設置の基準</th></tr><tr><td>階段</td><td>少なくとも片側(勾配が45 度を超える場合にあっては両側)に、かつ、踏面の先端からの高さが700ミリメートルから900ミリメートルの位置に設けられていること。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合にあっては、この限りでない。</td></tr><tr><td>便所</td><td>立ち座りのためのものが設けられていること。</td></tr><tr><td>浴室</td><td>浴槽出入りのためのものが設けられていること。</td></tr><tr><td>玄関</td><td>上がりかまち部の昇降や靴の着脱のためのものが設置できるようになっていること。</td></tr><tr><td>脱衣所</td><td>衣服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。</td></tr></table>	空間	手すり設置の基準	階段	少なくとも片側(勾配が45 度を超える場合にあっては両側)に、かつ、踏面の先端からの高さが700ミリメートルから900ミリメートルの位置に設けられていること。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合にあっては、この限りでない。	便所	立ち座りのためのものが設けられていること。	浴室	浴槽出入りのためのものが設けられていること。	玄関	上がりかまち部の昇降や靴の着脱のためのものが設置できるようになっていること。	脱衣所	衣服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。	☐	
	空間	手すり設置の基準														
階段	少なくとも片側(勾配が45 度を超える場合にあっては両側)に、かつ、踏面の先端からの高さが700ミリメートルから900ミリメートルの位置に設けられていること。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合にあっては、この限りでない。															
便所	立ち座りのためのものが設けられていること。															
浴室	浴槽出入りのためのものが設けられていること。															
玄関	上がりかまち部の昇降や靴の着脱のためのものが設置できるようになっていること。															
脱衣所	衣服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。															
転落防止 用手すり	転落防止 用手すり	転落防止のための手すりが、次の表の空間の項に掲げる場所ごとに、それぞれ手すりの設置の基準の項に掲げる基準に適合していること。ただし、外部の地面、床等からの高さが1メートル以下の範囲又は開閉できない窓その他転落のおそれのないものについては、この限りでない。 <table><tr><th>空間</th><th>手すり設置の基準</th></tr><tr><td>バルコニー</td><td>① 腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という。)の高さが650ミリメートル以上1,100ミリメートル未満の場合にあっては、床面から1,100ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。 ② 腰壁等の高さが300ミリメートル以上650ミリメートル未満の場合にあっては、腰壁等から800ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。 ③ 腰壁等の高さが300ミリメートル未満の場合にあっては、床面から1,100ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。</td></tr><tr><td>2階以上の窓</td><td>① 窓台その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「窓台等」という。)の高さが650ミリメートル以上800ミリメートル未満の場合にあっては、床面 から800ミリメートル(3階以上の窓にあっては1,100ミリメートル)以上の高さに達するように設けられていること。 ② 窓台等の高さが300ミリメートル以上650ミリメートル未満の場合にあっては、窓台等から800ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。 ③ 窓台等の高さが300ミリメートル未満の場合にあっては、床面から1,100ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。</td></tr><tr><td>廊下及び階段 (開放されてい る側に限る。)</td><td>① 腰壁等の高さが650ミリメートル以上800ミリメートル未満の場合にあっては、床面(階段にあっては踏面の先端)から800ミリメートル以上の高さに達するよう に設けられていること。 ② 腰壁等の高さが650ミリメートル未満の場合にあっては、腰壁等から800ミリメー トル以上の高さに達するように設けられていること。</td></tr></table>	空間	手すり設置の基準	バルコニー	① 腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という。)の高さが650ミリメートル以上1,100ミリメートル未満の場合にあっては、床面から1,100ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。 ② 腰壁等の高さが300ミリメートル以上650ミリメートル未満の場合にあっては、腰壁等から800ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。 ③ 腰壁等の高さが300ミリメートル未満の場合にあっては、床面から1,100ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。	2階以上の窓	① 窓台その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「窓台等」という。)の高さが650ミリメートル以上800ミリメートル未満の場合にあっては、床面 から800ミリメートル(3階以上の窓にあっては1,100ミリメートル)以上の高さに達するように設けられていること。 ② 窓台等の高さが300ミリメートル以上650ミリメートル未満の場合にあっては、窓台等から800ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。 ③ 窓台等の高さが300ミリメートル未満の場合にあっては、床面から1,100ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。	廊下及び階段 (開放されてい る側に限る。)	① 腰壁等の高さが650ミリメートル以上800ミリメートル未満の場合にあっては、床面(階段にあっては踏面の先端)から800ミリメートル以上の高さに達するよう に設けられていること。 ② 腰壁等の高さが650ミリメートル未満の場合にあっては、腰壁等から800ミリメー トル以上の高さに達するように設けられていること。	☐					
	空間	手すり設置の基準														
	バルコニー	① 腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という。)の高さが650ミリメートル以上1,100ミリメートル未満の場合にあっては、床面から1,100ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。 ② 腰壁等の高さが300ミリメートル以上650ミリメートル未満の場合にあっては、腰壁等から800ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。 ③ 腰壁等の高さが300ミリメートル未満の場合にあっては、床面から1,100ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。														
2階以上の窓	① 窓台その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「窓台等」という。)の高さが650ミリメートル以上800ミリメートル未満の場合にあっては、床面 から800ミリメートル(3階以上の窓にあっては1,100ミリメートル)以上の高さに達するように設けられていること。 ② 窓台等の高さが300ミリメートル以上650ミリメートル未満の場合にあっては、窓台等から800ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。 ③ 窓台等の高さが300ミリメートル未満の場合にあっては、床面から1,100ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。															
廊下及び階段 (開放されてい る側に限る。)	① 腰壁等の高さが650ミリメートル以上800ミリメートル未満の場合にあっては、床面(階段にあっては踏面の先端)から800ミリメートル以上の高さに達するよう に設けられていること。 ② 腰壁等の高さが650ミリメートル未満の場合にあっては、腰壁等から800ミリメー トル以上の高さに達するように設けられていること。															
	転落防止 用手すりの 手すり 子	転落防止のための手すりの手すり子で床面(階段にあっては踏面の先端)及び腰壁等又は窓台等(腰壁等又は窓台等の高さが650ミリメートル未満の場合に限る。)からの高さが800ミリメートル以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110ミリメートル以下であること。	☐													
部屋の配 置	便所の配置	日常生活空間のうち、便所が特定寝室の存する階にあること。	☐													
便所及び 寝室	便所	日常生活空間内の便所が次のいずれかに掲げる基準に適合し、かつ、当該便所の便器が腰掛け式であること。 ① 長辺(軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。)が内法寸法で 1,300ミリメートル以上であること。 ② 便器の前方又は側方について、便器と壁の距離(ドアの開放により確保できる部分又は軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。)が500ミリメートル以上であること。	☐													
	寝室	特定寝室の面積が内法寸法で9平方メートル以上であること。	☐													

工事内容確認チェックシート(賃貸住宅融資(サービス付き高齢者向け住宅))(4/4)

共用部分

私は、竣工現場検査の申請に当たり、次表の基準に適合していることを確認しました。

基準項目	基準の概要	申請者 現場 確認欄	備考
共用廊下	1 住戸から建物出入口、共用施設、他住戸その他の日常的に利用する空間に至る少なくとも一の経路上に存する共用廊下が、次に掲げる基準に適合していること。		
	(1) 共用廊下の床が、段差のない構造であること。	☐	
	(2) 共用廊下の床に高低差が生じる場合にあっては、次に掲げる基準に適合していること。 ① 勾配が12分の1以下(高低差が80ミリメートル以下の場合にあっては8分の1以下)の傾斜路が設けられているか、又は、当該傾斜路及び段が併設されていること。 ② 段が設けられている場合にあっては、当該段が2の(1)の①から④までに掲げる基準に適合していること。	☐	
	(3) 手すりが共用廊下(次の①及び②に掲げる部分を除く。)の少なくとも片側に、かつ、床面からの高さが700ミリメートルから900ミリメートルの位置に設けられていること。 ① 住戸その他の室の出入口、交差する動線がある部分その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分 ② エントランスホールその他手すりに沿って通行することが動線を著しく延長させる部分	☐	
	(4) 直接外部に開放されている共用廊下(1階に存するものを除く。)にあっては、次に掲げる基準に適合していること。 ① 転落防止のための手すりが、腰壁等の高さが650ミリメートル以上1,100ミリメートル未満の場合にあっては床面から1,100ミリメートル以上の高さに、腰壁等の高さが650ミリメートル未満の場合にあっては腰壁等から1,100ミリメートル以上の高さに設けられていること。 ② 転落防止のための手すりの手すり子で床面及び腰壁等(腰壁等の高さが650ミリメートル未満の場合に限る。)からの高さが800ミリメートル以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110ミリメートル以下であること。	☐	
主たる共用の 階段	2 次に掲げる基準に適合していること。		
	(1) 次の①から④まで(住戸のある階においてエレベーターを利用できる場合にあっては、③及び④)に掲げる基準に適合していること。 ① 踏面が240ミリメートル以上であり、かつ、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550ミリメートル以上650ミリメートル以下であること。 ② 蹴込みが30ミリメートル以下であること。 ③ 最上段の通路等への食い込み部分及び最下段の通路等への突出部分が設けられていないこと。 ④ 手すりが、少なくとも片側に、かつ、踏面の先端からの高さが700ミリメートルから900ミリメートルの位置に設けられていること。	☐	
	(2) 直接外部に開放されている主たる共用の階段にあっては、次に掲げる基準に適合していること。ただし、高さ1メートル以下の階段の部分については、この限りでない。 ① 転落防止のための手すりが、腰壁等の高さが650ミリメートル以上1,100ミリメートル未満の場合にあっては踏面の先端から1,100ミリメートル以上の高さに、腰壁等の高さが650ミリメートル未満の場合にあっては腰壁等から1,100ミリメートル以上の高さに設けられていること。 ② 転落防止のための手すりの手すり子で踏面の先端及び腰壁等(腰壁等の高さが650ミリメートル未満の場合に限る。)からの高さが800ミリメートル以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110ミリメートル以下であること。	☐	
	(3) 住戸のある階においてエレベーターを利用できない場合にあっては、当該階から建物出入口のある階又はエレベーター停止階に至る主たる共用の階段の有効幅員が900ミリメートル以上であること。	☐	
エレベーター	3 住戸が建物出入口の存する階にある場合を除き、住戸からエレベーター又は共用の階段(1階分の移動に限る。)を利用し、建物出入口の存する階まで到達でき、かつ、エレベーターを利用せずに住戸から建物出入口に到達できる場合を除き、住戸からエレベーターを経て建物出入口に至る少なくとも一の経路上に存するエレベーター及びエレベーターホールが、次に掲げる基準に適合していること。		
	(1) エレベーター及びエレベーターホールの寸法が、次に掲げる基準に適合していること。 ① エレベーターの出入口の有効な幅員が800ミリメートル以上であること。 ② エレベーターホールに一边を1,500ミリメートルとする正方形の空間を確保できるものであること。	☐	
	(2) 建物の出入口からエレベーターホールまでの経路上の床が、段差のない構造であること。	☐	
	(3) 建物出入口とエレベーターホールに高低差が生じる場合にあっては、次に掲げる基準に適合していること。 ① 勾配が12分の1以下の傾斜路及び段が併設されており、かつ、それぞれの有効な幅員が900ミリメートル以上であるか、又は、高低差が80ミリメートル以下で勾配が8分の1以下の傾斜路若しくは勾配が15分の1以下の傾斜路が設けられており、かつ、その有効な幅員が1,200ミリメートル以上であること。 ② 手すりが、傾斜路の少なくとも片側に、かつ、床面からの高さが700ミリメートルから900ミリメートルの位置に設けられていること。 ③ 段が設けられている場合にあっては、当該段が次のa～dに掲げる基準に適合していること。 a 踏面が240ミリメートル以上であり、かつ、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550ミリメートル以上650ミリメートル以下であること。 b 蹴込みが30ミリメートル以下であること。 c 最上段の通路等への食い込み部分及び最下段の通路等への突出部分が設けられていないこと。 d 手すりが、少なくとも片側に、かつ、踏面の先端からの高さが700ミリメートルから900ミリメートルの位置に設けられていること。	☐	

2025年4月